

09年9月市議会一般質問(案)

09年9月15日(火)午後

6番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。通告をしました。4項目について、分割方式で質問いたします。

1、新型インフルエンザ対策について

先の6月市議会につづき、まず新型インフルエンザ対策について質問します。新型インフルエンザ対策については、弱毒性ということから対応は二転三転し、7月1日からは、通常インフルエンザを診療している医療機関での診察となっています。大分市では、7月5日に初の感染者が発生(県内12例目)、8月中旬には市役所財務部、市民部で感染者が複数発生しています。

さる9月4日、国立感染症研究所の発表では、最新の8月24日から30日までの一週間でインフルエンザ患者数は12,007人と8週連続で増加し、全国の推計患者数は14万人。都道府県別では、大分県は沖縄県について2番目に多くなっていることを明らかにしています。

大分市でも、8月10日から3週間で44人から350人と急激に広がり、集団感染も(65)例発生しています。若年層の感染が顕著となっています。専門家は、新型の流行では、短期間にウイルス性肺炎やインフルエンザ脳症などの重症患者が多発すると警鐘を鳴らしています。一時減少との報告もありますが、今後一層の広がりが懸念されているところであり、万全な対策が求められています。

そこで質問しますが、

1、まず市民や医療関係者への情報提供や広報、また相談体制などは、十分に機能する体制になっているのでしょうか。見解を求めます。

次に重症化を防ぐ対策についてです。

2、重症患者への治療に欠かせない医療機関のICU(集中治療室)、人口呼吸器など治療・医療体制の整備はどのようにととのえられているのでしょうか。

3、ワクチンを安全に接種できる体制をすみやかに確立するとともに、ワクチン接種は公費負担を原則にするよう政府に強く要求すべきです。見解を求めます。

4、また妊婦、腎臓透析患者など、発症すれば重症化が懸念される方への独自対策として、マスク、手指消毒液、消毒用ティッシュの配布などを検討する考

えはありませんか。見解を求めます。

次に集団感染防止の対策についてです。すでに、児童育成クラブ、学校などでの集団感染が報告されています。

5、福祉保健部所管の保育所（園）、児童育成クラブなどでの、集団感染防止の対策は十分おこなわれているのでしょうか。

6、また子どもを主体とした市主催のイベント、行事などの対応はどのように考えているのでしょうか、見解を求めます。

2、生活保護行政について

次に、生活保護行政について2点質問します。

まず母子加算の復活についてです。

生活保護を受けている70歳以上の高齢者に支給されていた「老齢加算」が06年廃止されたのにつづき、母子家庭など一人親家庭に支給されていた母子加算が09年に廃止されました。このことにより、「食べ盛りの子どもの満足な食事もつくって上げられない」「高校の就学旅行に行かせられない」「新聞の購読をやめた」など保護費が減らされ、深刻な影響が出ています。

母子加算の廃止による保護基準の切り下げは、憲法25条でうたっている「健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利」をおかすものです。また最低賃金、年金、住民税の課税基準、就学援助の適用基準の引き下げにも繋がり、国民生活全体の水準を押し下げることとなります。憲法違反の政党助成金年320億円などを廃止し、母子加算復活の予算措置をおこなうよう政府に要求すべきです。見解を求めます。

次に就労指導・支援についてです。

これまでの自公政治による、強きを助け、弱きをくじく「構造改革」路線による貧困と格差の広がり、これにアメリカ発の金融危機が追い討ちをかけ、7月の完全失業率は5・7%と過去最悪、有効求人倍率は0・42倍と過去最低、3ヶ月連続で更新しています。市内でも、規制緩和、派遣切りなどの解雇・雇い止めによる雇用悪化により、生活保護申請は急増しています。

本来市はこうした人に対し、最後の命綱として、生活保護申請に誠意をもって対応し、すみやかに生活保護を決定し、最低生活を保障しなければならない責任をもっています。しかし、大分市福祉事務所では、生存権を保障した憲法や生活保護法に基づく、最低生活保障を後背に迫りやり、資産能力の活用を楯に、深刻な雇用状況を無視した就労指導を解雇された労働者などに強制し、生活保護を抑制する実態が広がっていることは問題と考えます。

ある方は「情報誌などにたよっていても仕事はないので、担当者から毎日ハローワークにいけといわれたので、土日以外毎日いったら、よく協力してくれたといわれた」。また雇用保険も切れ、先月保護申請した人は「ハローワークにいくだけでなく 30 日間に 3 回の紹介状だしてもらい面接をしなければダメだと」いわれたとのこと。

1、これらの指導は、厳しい雇用情勢や申請者の実態を無視したものであり、ただちに是正すべきです。見解を求めます。

2、さて、今年 7 月会社が倒産し、就職活動を続けている 20 歳代の女性は、8 月 7 日から 1 ヶ月、ハローワーク、会社面接と就職活動 6 回、すべて不合格、就職活動のために、バス代だけでも、3500 円の出費です。就職活動に必要な費用は、必要経費として支給すべきです。見解を求めます。

3、市営住宅について

次に市営住宅について質問します。

公営住宅を建設・管理することを規定した公営住宅法は、1951 年に施行され「国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むにたりる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的」としています。当時の建設省担当者は、「これは憲法 25 条の生存権規定に即したもので、公営住宅の供給が単なる勤労者の住宅安定のみならず、社会福祉政策として位置づけられている」と、語っています。

その後数度の改正をえて、1996 年「改正」では、目的を「建設」から「整備」に変え、近傍同種の民間住宅並みの家賃が徴収されるようになり、また収入超過者は、住宅の明け渡しが義務化され、さらに駐車場も公共施設として整備され有料化が導入されました。この法改正を分岐に国は公営住宅は「建てない、入れない、追い出す」という政策に大きく舵を切りました。この流れをうけ、今年からは、入居希望者切捨ての入居収入基準の切り下げが強行されました。

これを契機に本市においても、市営住宅の新規建設はなくなり、住宅ストック活用総合計画にもとづく、古い住宅の建て替えが主な仕事となっています。

こうしたなか、経済悪化もあり、入居申し込みは殺到するようになり、最近の募集倍率でも、年平均で 10 倍以上となり、狭き門となっています。

そこで質問しますが、市民の要望に応じて、新規建設をすすめる必要があると考えますが、見解を求めます。

また、安心して住み続けられる市営住宅にするための対策として 3 点お聞きします。

1、昭和 63 年以降建設の市営住宅にはシャワーが設置されていますが、それ以前の住宅にはシャワーは設置されていません。住宅ストック活用総合計画に基づく建て替えまでには、長期の時間がかかります。住民の総意ができた団地から計画的に設置すすめるべきではないでしょうか。

2、高齢化の進行で、一階への住み替え希望者も増えています。既存住宅で、高齢者の多いところでは、エレベーターの設置を試行的にすすめるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3、市営住宅入居者は高齢化し、介護サービスをうけられている方が多くなっています。介護専用の来客者用駐車場の整備をおこなう考えはないでしょうか。以上 3 点について、見解を求めます。

4、河川兼用道路の維持・管理について

最後に、河川兼用道路の維持・管理について質問します。

河川兼用道路の維持・管理は、国・県の管理と市の管理部分とにわかれており、草刈の時期がずれるため、近隣住民から、毎年のように、「早く草刈をしてほしい」と要望が届いています。

一昨年、大分川左岸堤防の草が生い茂り、散歩から帰るお年よりが堤防階段から市道におりようとしたとき、通過車両が生い茂る草で、見通しが悪く、交通死亡事故も発生しています。近隣住民は、草が生い茂る時期になると「また重大事故が発生するのではないかと」毎年のように心配されています。

そこで質問ですが、1、河川堤防から市道へ下る階段の周辺については、草刈の頻度をあげて、年中見通しができるような状態にしておくべきです。

2、また河川兼用道路の草刈など維持管理費は、年間多額の経費を要していますが、一部コンクリート化するなどの対策が必要と考えますが、合わせて見解を求めます。

以上で質問を終わります。